

# 独立監査人の監査報告書

令和元年6月17日

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 清家 篤 殿

## EY 新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋澤 克彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野瀬 直人 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子 ㊞

### <財務諸表監査>

当監査法人は、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）第32条の2及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30事業年度の短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表について監査を行った。

### 財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第1条に定める会計の原則（以下「会計の原則」という。）に準拠して財務諸表（短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

### 監査意見

当監査法人は、短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定に係る勘定別財務諸表がすべての重要な点において、会計の原則に準拠して作成されているものと認める。

## 財務諸表作成の基礎

財務諸表は、日本私立学校振興・共済事業団が事業団法第32条の規定に従い、事業団法第18条に定める運営審議会及び事業団法第19条に定める共済運営委員会に提出し、並びに文部科学大臣に提出しその承認を受けて官報に公告し一般の閲覧に供するために作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

日本私立学校振興・共済事業団は、平成31年3月31日をもって終了する平成30事業年度について事業団法の規定に基づき事業団法及び一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠した助成勘定に係る財務諸表を作成している。当監査法人は、これらに対して、令和元年6月17日に別途監査報告書を発行している。

＜利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

当監査法人は、事業団法第32条の2及び通則法第39条の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30事業年度の短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定に係る利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。なお、業務報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、業務報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、平成26事業年度の会計に関する部分は監査されていない。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、業務報告書及び決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す業務報告書を作成すること並びに予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

## 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、業務報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 業務報告書（平成27事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、日本私立学校振興・共済事業団の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書は、文部科学大臣により認可された予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

## 利害関係

日本私立学校振興・共済事業団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上